

第11回高レベル放射性廃棄物処分懇談会 懇事要旨  
(案)

1. 日 時 平成9年7月18日(金) 13:00-14:55

2. 場 所 科学技術庁第1、2会議室

3. 出席者

(原子力委員) 伊原原子力委員長代理、田城委員、森家委員、依田委員

(専門委員) 近藤座長、森高委員、栗屋委員、石橋委員、川上委員、木元委員、熊谷委員、塙野委員、下郷委員、鈴木委員、竹本委員、深海委員、小西委員、田中委員(原子力バックエンド対策専門部会)

(説明員) 宅間 電気事業連合会原子力開発対策会議総合部会長  
坪谷 動力炉・核燃料開発事業団プロジェクト参事

(科学技術庁) 加藤 原子力局長

有本 廃棄物政策課長

(通商産業省) 谷口 資源エネルギー庁官房審議官

鈴木 資源エネルギー庁原子力産業課長

4. 議題

- (1) 「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について(案)」について
- (2) その他

5. 配布資料

資料(想)11-1 第10回高レベル放射性廃棄物処分懇談会 懇事要旨(案)

資料(想)11-2 高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について(案)

資料(想)11-3 高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について  
—参考資料—(案)

資料(想)11-4 高レベル放射性廃棄物処分懇談会報告書案に対する意見募集に  
ついて(案)

資料(想)11-5 高レベル放射性廃棄物処分への今後の取組みに関する地域での  
意見交換会の開催について(案)

6. 審議の概要

- (1) 座長の開会宣言の後、事務局から資料(想)11-1にもとづき前回懇事要旨(案)の説明があり、承認された。

(2) 事務局から資料(想)11-2にもとづき報告書案の説明が行なわれた後、森高委員から報告書案作成の経緯について説明があった。

(3) 引き続き質問が行われ、各委員から出された主な意見は以下の通り。

(文章表現について)

- ・文章表現で、同じ表現の使いすぎや重複している箇所の整理、上から押し付けているようなニュアンスを感じる箇所に修正を加えた方が良い。
- ・用語の定義や、どのような意味で使っているかを明らかにしておいた方が良い。
- ・文章表現をもう少し整備してわかりやすくすることに加えて、問題を提起し国民に問い合わせるような表現があってもいいのではないか。
- ・報告書の表現方法には一定のフォーマットがあり、平易に崩し過ぎると内容の信頼性を失うこともある。この報告書案の文章は若干難しいかもしれないが論理的な筋道は把握できる。
- ・ここで表現の問題を躊躇するより、まず報告書案を国民に読んでもらうことが重要である。

(記述の整理について)

- ・深地層の科学的研究施設をどのように実現するかについて、もう少し記述した方が良い。
- ・技術的な安全と社会的な安心についての現在の記述では、技術的にいかに安全であるかを国民に説得するという結論になるような箇所もあり、リスクマネジメントの観点からも考えるという記述との整合性がとれないようにも統めるため整理が必要ではないか。
- ・社会的な安心の記述については、技術的な安全性だけでなく処分を行なう組織のあり方や国の対応といったソフトの面が重要という理解で良いのではないか。
- ・わが国の研究開発については報告書案にあるように諸外国に比べて20年も遅れているわけではない。様々な制度についてこの程度の遅れがあるという理解ではないか。
- ・最終的な処分がいつから行なわれるのかという点では10年から20年余り遅れている。
- ・諸外国の状況の記述で使用済燃料を再処理するのか直接処分するのかを注記しておいた方が良い。

(報告書案の公表について)

- ・近藤座長や森高主査から国民に語りかけるような言葉を添えて国民の意見を求めることが良いのではないか。
- ・報告書案の内容についてではなく、文章の構式や形式についての感想をアンケートなどによってフィードバックする仕組みも考えておいた方が良い。
- ・議論の場において報告書案の内容をわかりやすく解説し、コーディネイトする人材が重要である。
- ・報告書案に対する意見を国民から求めるにあたり、報告書案に記述しているように情報公開やわかりやすく伝えるということを実践することが重要。

(報告書案のとりまとめにあたって)

- ・処分事業の各段階について公正な第三者機関によるチェック・評価を提唱し、制度・組織の透明化の徹底を図っている点、國に一層積極的な役割や責任を負わせている点、リスクマネジメントという考え方を導入している点を評価している。
- ・國民に高レベル廃棄物の問題を検討していただいて、國民の監視の下に処分の制度作りをスタートさせようという試みであり、原子力基本法に沿った画期的な施策であると評価している。
- ・國民の広汎な議論を期待し、そのための國民の信赖を得るためににはどういう条件あるいは方向性が必要なのかというのがこの懇談会の議論のもっとも本質的な理由である。
- ・今後、関係者の緊密な連携の下で処分事業推進のための制度作りをタイムリーに進めるべき。

(4) 事務局から資料(懇)11-4.5にもとづき報告書案に対する意見募集及び意見交換会の開催について説明が行なわれ、各委員から出された主な意見は以下の通り。

- ・意見交換会では一般の傍聴者から意見を聞く機会があった方が良い。
- ・できるだけ幅広い方々が意見交換会に参加できるよう日程や時間の設定に配慮すべき。

また、地域からの参加者としてどのような方を想定しているのかという質問に対して、事務局から、できるだけ幅広い意見をお持ちの方、立場の方に参加いただくような形を考えている旨説明があった。

(5) 席長から、

- ・報告書案の考え方について各委員の意見の収束が見られた。
- ・表現について各委員から出された意見の取扱いは座長に一任を得たい。と提案があり、了承された。